

福知山市農業者販路開拓事業のご案内

福知山市では、市内で生産された農産物やその農産物を使用した加工品の販路拡大、商品開発等を目指す農業者を支援します。

補助対象となる方

- 福知山市に居住または事業所のある農業者、農事組合法人、農産物の生産を行う法人その他農業者の組織する団体で、稼げる農業者育成講座を1回以上受講された方。

※稼げる農業者育成講座…本市が開催する販路開拓、農業経営等の講座

補助対象経費

- 新たに実施する取組で、以下に該当する経費。（詳細は裏面へ）
 - ・新たなチラシ、パンフレット、ホームページの作成または商談会への出展
 - ・新商品の開発
 - ・新たな販売手法の導入（Eコマース、移動販売、テイクアウト等）
 - ・既存商品のパッケージの改良

※交付決定後に着手し今年度内に完了できるもの。

補助金交付単価

- 補助対象経費の2分の1以内 上限額250,000円

※予算の範囲内で実施しますので、予算額を超過した時点で受付を締め切ります。

【お問い合わせ先】福知山市産業政策部農林業振興課（電話：24-7044）

補助対象経費 詳細

費目	内容	備考
原材料費	試作品の開発又はマーケティング用に必要な原材料の購入に係る経費	新商品の試作、マーケティング又は試験販売に要するものに限る。
消耗品費	取得金額が10万円（税込）未満の物品の購入に係る経費	一般事務品(文房具等)や汎用性の高い物品（パソコン等）、食関連事業者が一般的に具備すべき物品（調理器具、什器、冷蔵庫等)の購入は、補助対象としない。 中古品は、補助対象としない。
使用料・賃借料	機器や会場等の借上げに必要な経費	パソコン、コピー機など汎用性の高い物品は、補助対象としない。
通信運搬費	新商品の試作品等の運送に係る経費	切手購入費、電気代、電話代、インターネット利用料等は、補助対象としない。
広告宣伝費	新商品・メニュー等のチラシ、パンフレット、ホームページ等の作成や商談会の出展に係る経費	本事業で新たに実施する取組以外が大半を占める者（自社商品全体のパンフレット・ホームページ等）は、補助対象としない。
役務費	衛生検査、ネットショップの出展登録等に係る経費	ネットショップの商品ごとの販売手数料は、補助対象としない。
委託費	試作品製造の部分委託、パッケージデザイン、市場分析、専門相談等に係る経費	税理士、弁護士等の費用又は本補助金の申請に係る代行経費等は、補助対象としない。
設備整備費	取得金額が10万円（税込）以上の物品（機械等）の購入に係る経費	汎用性の高い物品（自動車、パソコン、コピー機等）や食関連事業者が一般的に具備すべき物品（調理器具、什器、冷蔵庫等）の購入は、補助対象としない。 中古品は、補助対象としない。